

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条、同法施行令第9条	一類感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等の交通の制限等	指導予防課

一類感染症の発生の予防とまん延防止のため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、72時間以内の期限を定めて、当該感染症の患者がいる場所や、その他当該感染症の病原体に汚染され、又は疑いのある場所の交通を制限、又は遮断することができる。

その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

一類感染症の発生の予防とまん延防止のため必要と認める場合であって、消毒により難しいとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。